

遠野市公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、遠野市（以下「本市」という。）が整備した公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する市民及び来訪者をいう。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続及び本市が発信する市政情報等を閲覧することができる。

(利用料)

第4条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスを利用することができる施設及び場所は別に定める施設及び場所とし、利用時間は各施設及び場所においてそれぞれ定めるとおりとする。ただし、利用時間はイベント等の実施その他の理由により、変更する場合がある。

(無線LANの利用条件)

第6条 本サービスの利用は、本規約及び本市が別に定める本サービスを利用する上での注意事項の内容に同意した者に対して認めるものとする。

2 本サービスの利用は、個人による利用に限るものとし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、本市が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他国内及び国際的な関係法令等を遵守しなければならない。

4 利用者は、本サービスの利用に際し次の各号に掲げるものを準備するものとする。

(1) 無線LANに接続することができるWi-Fi機能及びウェブブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその附属機器等に供給する電源

5 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

6 本サービスに接続する通信機器のセキュリティに関する対策、有害なウェブサイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

7 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用手続)

第6条 利用者が本サービスを利用しようとするときは、本サービスに接続後、ウェブブラウザに表示される手順に従い、ログイン画面及びユーザ登録画面に必要な事項を入力し、利用するものとする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスを通じて次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他者の著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- (2) 他者の財産若しくはプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は、不適切であると認められる行為

2 利用者が前項の禁止事項を行うことによって、本市、利用者本人又は第三者に損害が生じた場合、利用者は、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わない。本サービスの利用を終えた後においても、同様とする。

(利用資格の停止及び取消)

第8条 本市は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止又は取消することができるものとする。

- (1) 前条第1項の禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として本市が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

第9条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を中止することができる。

- (1) システム保守及び庁舎設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態の発生により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害、機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第10条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 利用者が本サービスを利用したことにより、利用者の保有する通信機器等へのコンピュータウイルスの感染、データの破損又は漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成又は設定その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

5 本市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。

(規約の変更)

第11条 本市は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成29年3月17日から施行する。